

(令和7年度版)

小平市省・創・蓄エネルギー機器等 設置モニター助成制度募集要領



ちきゅうおんだんかぼうし もくてき こだいらしかんきょうか けい ぼ どうろく じょうけん
地球温暖化防止を目的として、小平市環境家計簿に登録することを条件に
省・創・蓄エネルギー機器等を設置した方に設置費用の一部を助成します。

●対象機器等・助成金額

対象機器	助成金額
太陽光発電システム	1kWあたり3万円(上限10万円)
蓄電池	6万円
V2H 充放電設備	6万円
断熱窓	設置費の1/5(上限5万円)
燃料電池 (エネファーム)	定格出力0.7kWの機器…2万5千円 定格出力0.4kWの機器…1万9千円
LED 照明	設置工事を伴う場合…設置費用の1/2(上限5万円) 電球購入のみの場合…1万円

●受付期間 令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
平日の8時30分～17時
※各機器等の予算総額に達した時点で、受付終了(先着順)

●受付場所 小平市役所4階 環境部 環境政策課(郵送可)

所在地:〒187-8701 小平市小川町2-1333
TEL:042-346-9818 FAX:042-346-9643
メールアドレス: kankyoseisaku@city.kodaira.lg.jp

【注意事項】

- ※助成を受けられた方は、二酸化炭素排出量を把握する取組のモニターとして小平市環境家計簿に登録し、1年間光熱費の入力をしていただく必要があります。
- ※募集要領を確認し、申請に必要な書類を揃えて、環境政策課の窓口に持参(郵送可)または電子申請してください。
- ※申請書類に不備・不足があった場合は受付できません。
- ※郵送の場合、申請書類が受付場所に到着するまで時間がかかる場合があります。

《目次》

助成対象者・要件	1
助成対象機器および予算額	2・3
手続きの流れ	4・5
必要な書類	6・7・8
助成金の請求	8・9
小平市環境家計簿の登録	9・10・11
国、東京都の補助制度	12
その他注意事項	13

ゼロカーボンシティ 小平

～エコダイラシティを目指して～



小平市は、2022年2月8日にゼロカーボンシティ宣言を行いました。今後も国や東京都と連携し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへ向け環境にやさしいまち、「エコダイラシティ」を目指します。
ゼロカーボンシティの実現に向けて、環境への負荷を軽減する機器等を導入する市民・事業者を積極的に支援します。

● **助成対象者…助成対象機器等(新品)を設置した次のいずれかに該当する者**

(1) 一戸建て住宅

居住する市内の一戸建て住宅に機器等を設置し、自ら使用する個人

※建物所有者と申請者が異なる場合、所有者の同意が必要

(2) 共同住宅

① 居住する市内の共同住宅に機器等を設置し、自ら使用する個人

※建物所有者と申請者が異なる場合、所有者の同意が必要

② 所有している市内の共同住宅の共用部分に機器等を設置した個人又は法人その他の団体の代表者

③ 管理する市内の共同住宅の共用部分に機器等を設置した管理組合の代表者

(3) 事業所等

市内に事業所等を有し、当該事業所等に機器等を設置し、自ら使用する個人又は法人その他の団体の代表者

● **その他助成要件…次の(1)～(5)をすべて満たすこと**

(1) 申請時点で既に機器等の設置を完了していること。

(2) 機器等の設置完了日が、令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日の間であること。

機器等の設置完了日の基準

	新築	既築
太陽光発電システム※	対象外※1	設置完了日※1
蓄電池※		
V2H 充放電設備	建物引き渡し日	設置完了日
断熱窓	対象外	
燃料電池	建物引き渡し日※2	
LED 照明	対象外	

※1 確認済証の交付日が令和7年3月31日以前の建築物に設置したものに限り、助成対象とする

※2 新築に設置されたPEFC型燃料電池は助成対象外

※太陽光発電システム及び太陽光発電システムと同時に設置した蓄電池については、令和7年度に限り、設置完了日が令和6年度でも系統連系開始日が令和7年度であれば助成対象とする

(3) 令和8(2026)年3月31日までに助成対象機器等の設置を完了し、かつ「小平市省・創・蓄エネルギー機器等設置費助成申請書(様式第1号)」ほか必要書類を提出すること(郵送可・電子申請可)。

(4) 申請書提出時まで、市が実施している「小平市環境家計簿 楽しく省エネ! ECOダイラー暮らし宣言」の「モニター助成グループ」にグループ登録し、機器等設置の助成承認を受けた日の翌月から1年間参加すること。

※インターネットが利用できないなどの場合はご相談ください。

● 助成対象機器および予算額 ※詳細は次ページ以降参照

助成対象機器等（新品）	要件	助成金額	予算額
太陽光発電システム ※リースや無料で設置した機器は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもので市長が認めるもの 発電した電力の全量を売電していないこと 確認済証の交付日が令和7年3月31日以前の建築物に設置していること 	出力1kWあたり 3万円 上限10万円 ※1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て	750万円 (予定件数) 75件
蓄電池 ※太陽光発電システムが設置されていること	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付規程に定める補助対象経費の区分として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録を受けたもの又はそれと同程度の性能を持つもので市長が認めるもの 確認済証の交付日が令和7年3月31日以前の建築物に設置していること 	6万円	蓄電池と V2H充放電 設備合わせて 480万円 (予定件数) 80件
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付要綱に定める補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録を受けたもの又はそれと同程度の性能を持つもので市長が認めるもの 	6万円	
断熱窓 ※既存の窓の断熱改修が対象であり、新築・増築の窓は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる要件をすべて満たすもの <ol style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付規程に定める補助対象経費の区分として、公益財団法人北海道環境財団に登録を受けたもの又はそれと同程度の性能を持つもので市長が認めるものを新たに設置すること 1居室単位で改修すること 既存住宅における設置であること 	設置費用の5分の1 上限5万円 ※1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て	200万円 (予定件数) 40件
燃料電池（エネファーム） ※新築に設置されたPEFC型は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）交付規程に定める補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録を受けたもの又はそれと同程度の性能を持つもので市長が認めるもの 	定格出力0.7kWの機器 2万5千円 定格出力0.4kWの機器 1万9千円	190万円 (予定件数) 100件

助成対象機器等（新品）	要件	助成金額	予算額
LED 照明 ※既存の照明の改修・ 買替が対象であり、新 築・増築の照明は対象 外	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるいずれかの要件を満たすもので、 設置費用の合計が2万円以上のもの 1 LED照明器具で、設置工事を伴うもの 2 LED電球の購入 	1の場合 設置費用の2分の1 上限5万円 ※1,000円未満の端数 が生じたときは切り捨て	80万円 (予定件数) 16件
		2の場合 1万円	

○申請は、1棟の建物（二世帯住宅を含む）につき、2種類までです。

○同時に2種類申請する場合でも、2件の申請書類を提出してください。

○各助成対象機器等の予定件数は、申込の状況により予算総額の範囲内で変動することがあります。

【参考】燃料電池 PEFC 型と SOFC 型の違い

燃料電池は、使用されている電解質の違いにより、発電効率や運転温度等が異なります。家庭用燃料電池は主に PEFC 型と SOFC 型に分かれます。

- PEFC 型（固体高分子形燃料電池）

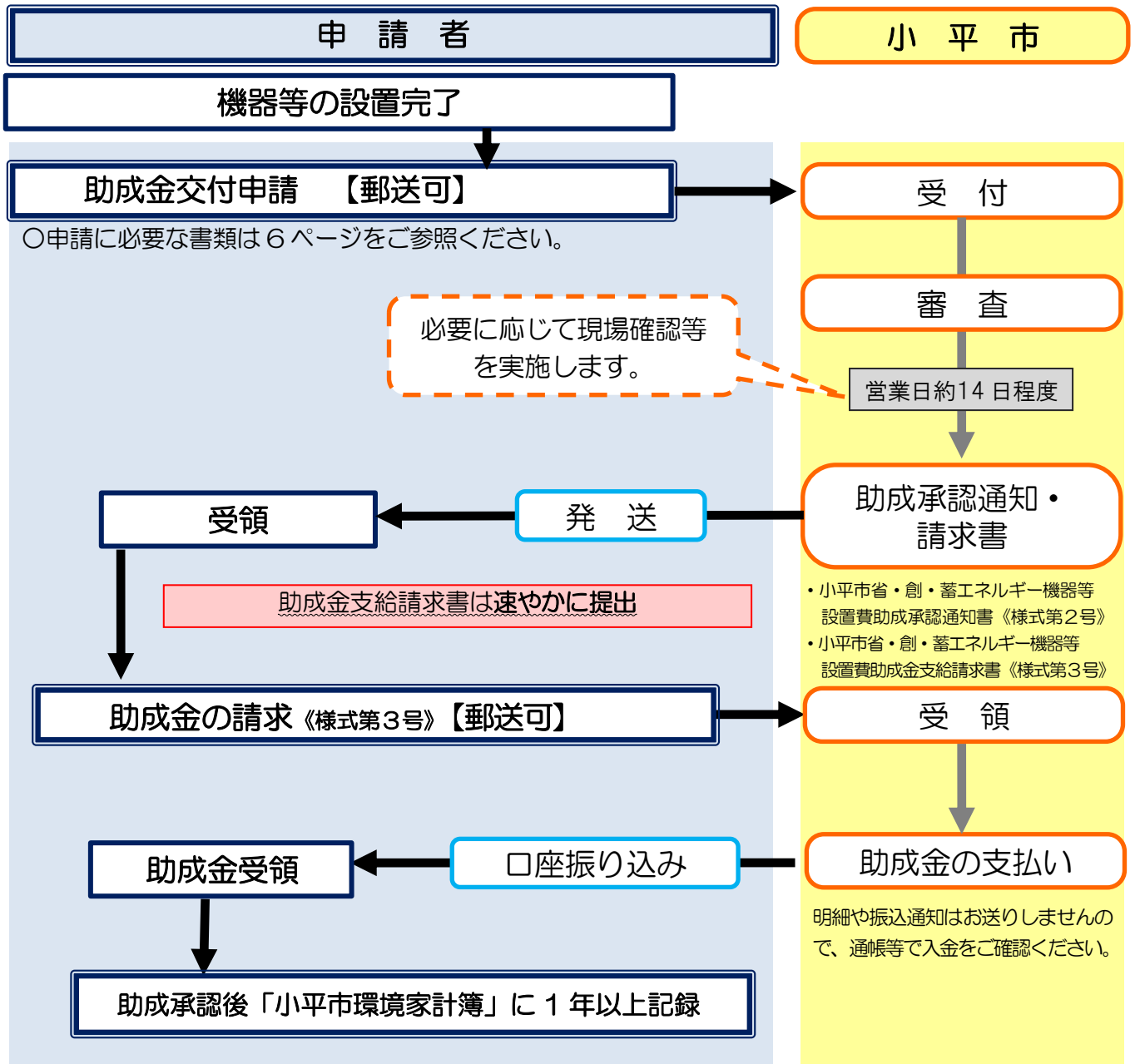
発電効率は 30～40% (HHV) であり、動作温度が 70～90℃と低い。

新築に設置された PEFC 型は補助対象外となります。

- SOFC 型（固体酸化物形燃料電池）

発電効率が 40～65% (HHV) と高く、動作温度が 700～1,000℃。

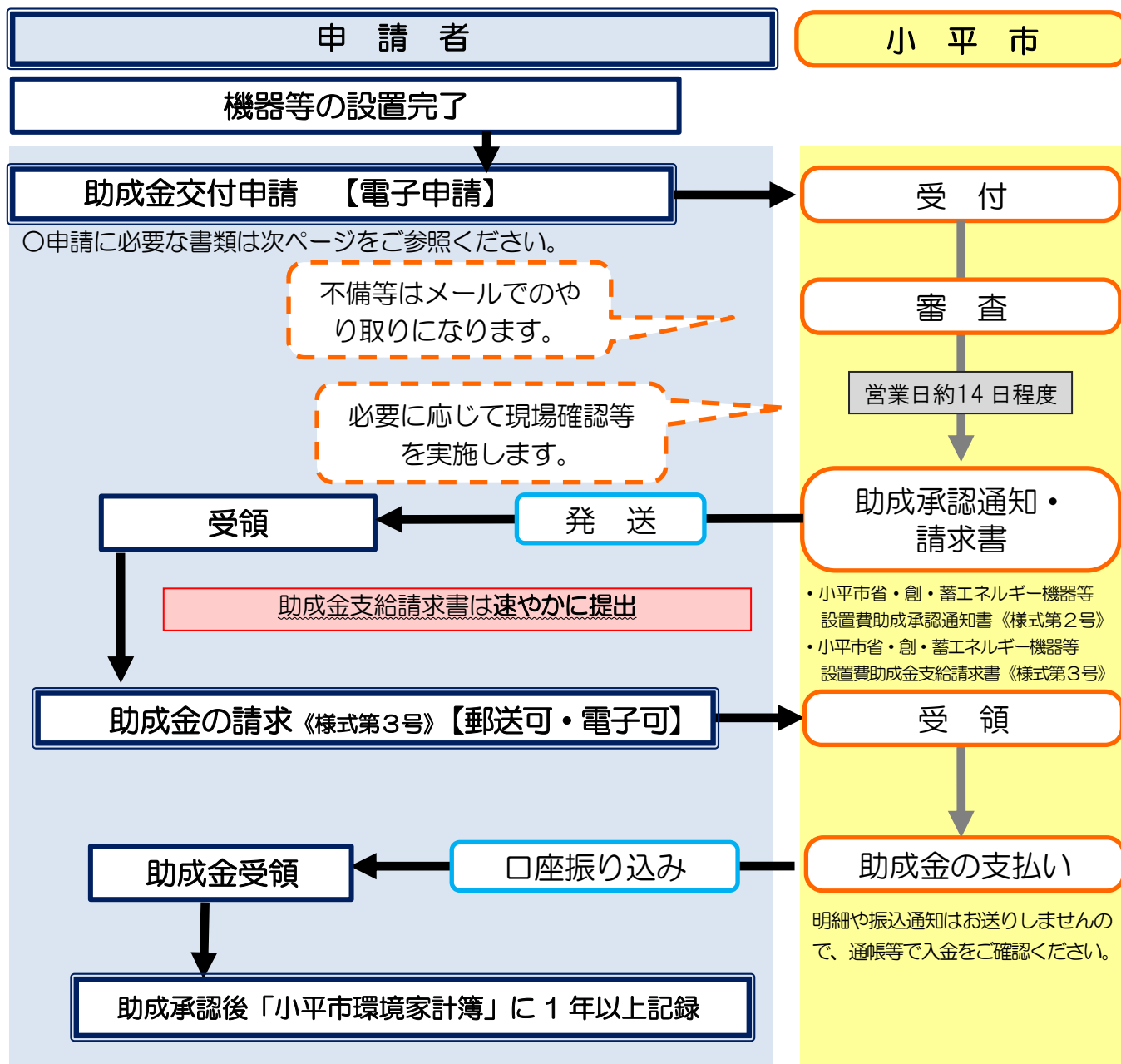
≪手続きの流れ(紙申請)≫



<郵送提出における注意点>

- 申請書類が環境政策課窓口に着するまで時間がかかることを考慮の上でご提出ください。
- 申請書類が環境政策課窓口に着し、全ての必要書類が提出されていることを確認でき次第、受付となります。
- 申請書類に不備・不足があった場合、受付できません。
- 申請書類に不備・不足があった場合、修正や差し替え、再提出等を依頼させていただきますので、確実に連絡がとれるご連絡先を申請書にご記入ください。
- 郵送に係る費用は申請者の負担となります。

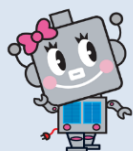
《手続きの流れ(電子申請)》



<電子申請における注意点>

- ・事前に必要書類等を揃えた上で電子申請を行ってください。
- ・電子申請は画像やPDFの添付が必要です。
- ・申請書類に不備・不足があった場合のやり取りはメールで行いますので、確実に連絡がとれるご連絡先を入力してください。
- ・申請書類がすべて揃い次第受付完了とします。
- ・不備・不足等対応中に予算の上限に達した場合、申請取り消しとなりますのでご注意ください。

電子申請フォームURL：<https://logoform.jp/form/exdH/927105>



電子申請は
こちら！



1 申請のときに必要な書類

【全機器等共通】

必要な書類
小平市省・創・蓄エネルギー機器等設置費助成申請書《様式第1号》 ※電子申請の場合は不要
建物全景の写真 ・撮影日が記載されていること ※別紙「提出写真の例（全機器等共通）」を参照
機器等の設置場所を示す設置図（配置図、割付図） ・太陽光発電の場合はパネルの配置が分かるもの ・蓄電池、燃料電池、V2H 充放電設備の場合は平面図等で設置場所が分かるもの ・断熱窓の場合は1居室単位の改修で窓の位置、数量及び開口面積が確認できるもの ※設置図には方角を示すこと
工事請負契約書又は売買契約書等の写し ・設置機器等にかかる金額が記載されていること ・助成対象設備付きの建売住宅を購入した場合は売買契約書の写し ・LED 照明で、電球の交換のみの場合は不要
機器等の設置に係る領収書等の写し ・申請者本人に対して発行された領収書であること ・助成対象機器等の設置代金であることがわかるように記載されていること（P12 記入例を参照）
領収書内訳書《指定様式》 ・領収書と領収書内訳書の金額に整合性がとれていること
機器等の形状又は規格が分かる書類（カタログの写し等） ・太陽光発電の場合はパネルとパワーコンディショナーの規格が分かる書類も添付すること ・燃料電池で貯湯ユニットがある場合は、その規格が分かる書類も添付すること ・LED 照明の場合、申請者名が記載されている、製造メーカーが発行した保証書の写し又は型番・数量が確認できる領収書の写し

【太陽光発電システム編】

必要な書類
対象機器の写真 ・パネル（枚数や配置が確認できるもの）、パワーコンディショナー（機器全景と銘板がわかるもの）
※設置完了日が令和 6 年度の場合、申請者が小売電気事業者と契約を締結し、系統連系を開始した日（令和 7 年度以降）がわかる書類の写し ・「購入電力量のお知らせ」等の受電地点特定番号及び「系統連系（買取起算）日」がわかるものであること
※発電出力が10kW 以上の場合、余剰売電を行っていることを証明する書類 ・指定様式の「余剰売電に関する誓約書」で提出すること
確認済証等の写し ・確認済証の交付日が令和 7 年 3 月 31 日以前であること ※令和 6 年度以前に建築された建築物に設置した場合は、建築年次が分かる書類（固定資産（土地・家屋）課税明細書、登記簿謄本等）の写しでも可

次のページへ続く

【蓄電池編】

必要な書類
対象機器の全景及び銘板がわかる写真 <ul style="list-style-type: none">・撮影日が記載されていること ※別紙「提出写真の例（全機器等共通）」を参照
太陽光発電システムが既設であることを証明する書類 <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電の売電明細等で太陽光発電の設置が確認できる書類を添付すること。
確認済証等の写し <ul style="list-style-type: none">・確認済証の交付日が令和7年3月31日以前であること※令和6年度以前に建築された建築物に設置した場合は、建築年次が分かる書類（固定資産（土地・家屋）課税明細書、登記簿謄本等）の写しでも可
一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none">・一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページから検索したことがわかるものであること。

【V2H 充放電設備編】

必要な書類
対象機器の全景及び銘板がわかる写真 <ul style="list-style-type: none">・撮影日が記載されていること ※別紙「提出写真の例（全機器等共通）」を参照
一般社団法人次世代自動車振興センターの登録を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none">・一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページから検索したことがわかるもの

【断熱窓編】

必要な書類
公益財団法人北海道環境財団の登録を確認できる書類 <ul style="list-style-type: none">・公益財団法人北海道環境財団のホームページから検索したことがわかるものであること
対象となるすべての窓の設置前後の写真 ※設置前の写真も必要です
区分所有者等で断熱窓を設置する場合、機器等設置同意書等の設置工事についての承認を得ていることが確認できる書類 <ul style="list-style-type: none">・戸建住宅に断熱窓を設置する申請者が区分所有者若しくは賃貸住宅入居者等であり、その確認が必要である場合・事業所に断熱窓を設置する申請者が区分所有者であり、区分所有の確認が必要である場合 ※マンションにおける窓ガラス部分については、分譲マンションであっても共用部分になりますので、機器等設置同意書等が必要となります（マンション標準管理規約参照）

【燃料電池編】

必要な書類
対象機器の全景及び銘板がわかる写真 <ul style="list-style-type: none">・貯湯ユニットの銘板がある場合はその全景と銘板もわかる写真であること

【LED 照明編】

必要な書類
対象機器の全景がわかる写真 <ul style="list-style-type: none">・撮影日が記載されていること ※別紙「提出写真の例（全機器等共通）」を参照

【その他必要に応じて提出が必要な書類編】

法人	共同住宅 その他団体	戸建 住宅	必要な書類
×	△ 申請者の所有で はない場合	△ 申請者の所有 ではない場合	機器等設置同意書 ・機器等を設置する申請者が建物を所有していない場合 ※建物が共有名義の場合、申請者が共有名義のひとりであれば不要
○	○	△ 申請者の所有 ではない場合	建物の登記簿謄本の写し ・機器等を設置する建物の所有者を確認できること
○	×	×	事業内容または直近の決算を確認できる書類
×	△ マンション管理 組合またはその 他団体の場合必 要	×	共同住宅の管理組合同規約の写し その他団体の規約又はそれに準ずるものの写し
×	△ マンション管理 組合またはその 他団体の場合必 要	×	共同住宅の管理組合の代表者であることを証する書類 その他団体の代表者であることを証する書類
×	△ マンション管理 組合またはその 他団体の場合必 要	×	機器等の設置について意思決定を証する書類(議事録等)
該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	その他市長が必要と認めるもの ※上記の書類の他に、審査に必要な資料を求められることがあります。

2 助成の承認

申請書の内容を審査し、営業日約 14 日程度で小平市省・創・蓄エネルギー機器等設置費助成承認通知書《様式第 2 号》を送付します。承認通知書を受け取りましたら、助成金の請求をしてください。

★ 助成金の請求【郵送可・電子申請可】

1 請求方法

助成の承認後、承認通知書と一緒に送付する小平市省・創・蓄エネルギー機器等設置費助成金支給請求書《様式第 3 号》を速やかにご提出ください。(郵送可・電子申請可)
※振込通知書等はお送りしませんので、通帳等で入金をご確認ください。

2 提出場所

- ・環境政策課（住所は表紙の受付場所を参照）
※東部出張所や西部出張所、動く市役所では受付できません。
- ・電子申請（申請フォームのリンク先は交付決定後にお知らせします。）

次のページへ続く

3 提出書類

必要な書類
小平市省・創・蓄エネルギー機器等設置費助成金支給請求書《様式第3号》 <ul style="list-style-type: none">・個人の場合、本人が自署しない場合は、記名押印してください。 印鑑は実印でなくても認印でも可（スタンプ印は不可）・振込先口座名義は申請者本人名義であること

★ 小平市環境家計簿 楽しく省エネ! ECO ダイラー暮らし宣言」に登録

助成の承認を受けた方は、市が実施している「小平市環境家計簿 楽しく省エネ! ECO ダイラー暮らし宣言」の「モニター助成グループ」にグループ登録（申請書提出時までに登録）し、助成の承認を受けた日の翌月から1年間参加していただきます。



【小平市環境家計簿 楽しく省エネ! ECOダイラー暮らし宣言】

地球温暖化防止を目的に、家庭や事業者が使用する電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量を毎月“家計簿”のように記録して、CO₂排出量を把握する取組です。また使用量を意識することは生活を見直すきっかけにもなり、家計への負担も減らすことができる地球にも家計にもやさしい取組です。

パソコン、スマートフォン、携帯電話から登録し、毎月の光熱使用量を入力するとグラフ表示や、標準世帯等の比較も出来ます。また、省エネ情報もお知らせいたします。

チャレンジ省エネ(不定期開催)

環境家計簿を使って省エネグッズなどゲットのチャンス!

前年の同時期よりも二酸化炭素の排出削減を達成した方や環境家計簿内の「エコダイラポイント」が一定数到達した方に達成賞を贈呈するキャンペーンを不定期で開催しています。省・創・蓄エネルギー機器等の導入で二酸化炭素排出の削減を達成する見込みのある方は本キャンペーンには是非ご参加ください！（詳細は市HPなどで）



達成賞の一例：ふるしきなど

設置した機器等の効果を検証するため、
小平市環境家計簿に登録して、電気・ガス等の使用料を

1年間必ず入力してください。

※登録方法は次ページを参照してください。

※インターネットが利用できないなどの場合は環境政策課へご相談ください。

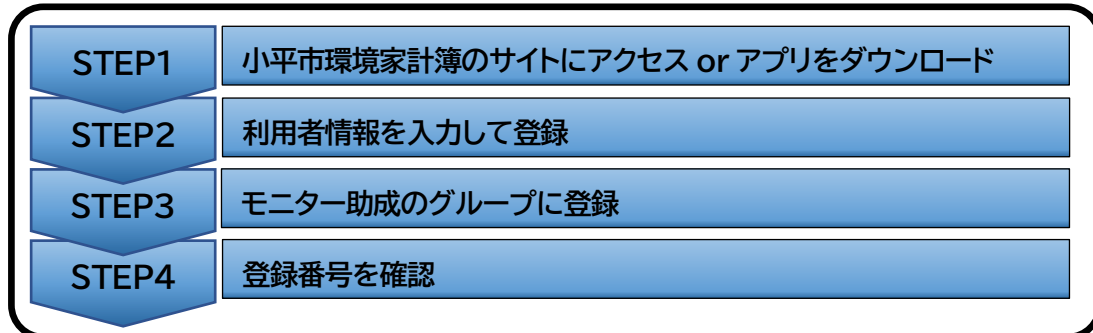
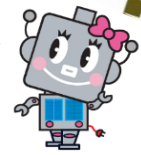


小平市 環境家計簿



「楽しく省エネ! ECOダイラー暮らし宣言」登録及び登録番号確認方法

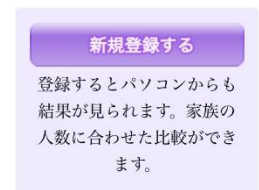
小平市省・創・蓄エネルギー機器等設置助成を申請する前に環境家計簿への利用者登録とモニター助成グループ登録が必要です。



【STEP 1】 「楽しく省エネ! ECOダイラー暮らし宣言」のサイトにアクセスまたは「小平市環境家計簿アプリ」をダウンロードし、新規登録ボタンを押す。



↑web版の新規登録ボタン



↑アプリ版の新規登録ボタン

【STEP 2】 利用者登録

「新規登録」画面で、利用規約を確認後、利用規約に同意するにチェックを入れ、利用者情報（項目1～10）を入力します。

- ※メールアドレスの登録は任意となりますが、登録するとログインID・パスワードの再発行ができます。
- ※メールアドレスを登録しない場合は利用者情報の入力内容を確認し、送信ボタンを押すと、ログインIDが発行されます。発行されたログインIDと設定したパスワードを入力することでログインできます。メールアドレスを登録した場合は、登録確認のメールが届きます。メールに書かれたURLにアクセスして自身で設定したパスワードを入力すると登録が完了します。以後はログインIDとパスワードを使って、ログインして利用することができます。

【メールアドレスを登録した場合】

登録メール受信→受信メール記載のURLにアクセス
→登録完了（メール受信）→ログインIDパスワードを入力してログイン

【メールアドレスを登録しない場合】

ログインID発行→ログインIDパスワードを入力してログイン



※メールアドレスを登録しない場合、ログインID・パスワードの再発行はできないので、忘れないようにご注意ください。

☆続いて【STEP 3】グループ参加を行ってください。（必須）

【STEP 3】 モニター助成のグループに参加（必須）

省・創・蓄エネルギー機器等モニター助成の助成金交付を受ける方は、モニター助成グループに必ず参加してください。※参加できない方は、助成承認を取り消し、支給した助成金の返還をしていただくことがあります。

グループをクリックしグループ一覧（家庭）を表示し「モニター助成グループ」を選択したのち、モニター助成グループの詳細から「参加する」をクリックしてください。※共同住宅・事業所の方はグループ一覧（事業者）を選択したのち、モニター助成グループ（事業者）の詳細から「参加する」をクリックしてください。

「グループ」をクリック

「モニター助成グループ」をクリック

「参加する」をクリック

グループ名	登録人数(人)
ソラミ	
エコエーゴ	
こだいら	
モニター助成グループ	

モニター助成グループの詳細	
グループの紹介	新エネルギー機器設置モニター助成の助成金交付
登録人数(人)	2
前月(2014年02月)のCO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	
前月(2014年02月)のCO ₂ 削減量(kg-CO ₂)	149.88
参加	新エネルギー機器設置モニター助成を受けた方は参加する

【STEP 4】 登録番号の確認（申請書記入の際に必要）

「登録情報変更」をクリックし、「登録情報の変更」ページ内の「登録証を表示する」を押すと「登録証」が表示されます。「登録証」の「登録番号」欄を確認し、申請書に記入してください。

【web サイトの場合】

「登録情報変更」

「登録証を印刷する」

【アプリの場合】

「メニュー」

「登録情報を変更する」

「登録証を表示する」

【すでに小平市環境家計簿に登録済の方は】

登録情報変更より、項目 10「省・創・蓄エネルギー機器等モニター助成」の省・創・蓄エネルギー機器等モニター助成を受けるにチェックしていただいた後、前ページ【STEP 3】、【STEP 4】へとお進みください。

《小平市環境家計簿 楽しく省エネ！ECOダイラー暮らし宣言登録証》

(例)

下記の方は「楽しく省エネ！ECO(エコ)ダイラー宣言」に登録され、エコ活動に積極的に取り組まれていることを証明します。

ニックネーム	環境
住所	東京都小平市小川町
登録年月日	2014年02月19日
有効期限	2014年03月31日
登録番号	000017

発行：小平市

機器等設置費助成申請書(様式第1号)の「環境家計簿の登録番号」に記載

国、東京都の補助制度

国及び東京都の補助制度については手続きや交付の条件などが異なります。また、補助内容等については変更されている場合があります。詳細につきましては、下記の各問合せ先に確認してください。

《国の補助内容》

補助対象機器等	補助内容	問合せ先
蓄電池	※助成要件の詳細については、右記へお問い合わせ	一般社団法人 環境共創イニシアチブ 03-5565-4030 https://sii.or.jp/
断熱窓	※助成要件の詳細については、右記へお問い合わせ	公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部 011-206-1573 http://www.heco-hojo.jp/index.html
V2H	※助成要件の詳細については、右記へお問い合わせ	一般社団法人 次世代自動車振興センター 0570-001-136 https://www.cev-pc.or.jp/

《東京都の補助内容》

事業名	事業内容	問合せ先
家庭用燃料電池普及促進事業	都内の住宅に設置される家庭用燃料電池(エネファーム)に対して補助を行う。	東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy
ゼロエミ住宅導入促進事業	地域特性を踏まえて省エネ性能の高い住宅を普及させるため、都が定める水準を満たす新築住宅に対して補助を行う。	太陽光発電システム・03-6659-3420 断熱改修・・・03-6659-3408 蓄電池・・・03-6659-3409 V2H 充放電設備・・・050-3155-5646
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、V2Hに対して補助を行うとともに、併せて太陽光発電設備を設置する場合に上乗せして補助を行う。	給湯器・・・03-6659-3467 ゼロエミ住宅・・・03-5990-5169 家庭用燃料電池・・・03-6659-3472 (エネファーム)

その他注意事項

- 助成金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合は、支給した助成金の返還を命ずることがあります。
- 国及び東京都の補助金と併せて申請することができます。
- 全国的に太陽光発電システムに関する消費者トラブルが増加しています。契約にあたっては、数社から見積もりを取り、内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。

【太陽光発電に関する質問や苦情相談窓口】

一般社団法人太陽光発電協会（JPEA） 太陽光発電消費相談センター

電話：03-6206-1187

【契約、その他に関するトラブル相談窓口】

小平市消費者生活相談室 電話：042-346-9550

【参 考】

●領収書の例

(1) 領収金額が助成対象機器等の設置費用のみの場合


No.*****

領 収 書 _____ 様

¥ *, ***, *** -

但し ◆◆◆◆◆の設置代金として

〇〇年〇△月××日 上記正に領収いたしました

 <p>代表取締役印</p>	<p>株式会社□□□ 小平営業所</p> <p>代表取締役社長 太陽 太郎</p> <p>小平市仲町〇-〇-〇</p> <p>電話042-346-9818</p> <p>代表取締役印</p>
内 訳	
税 抜 金 額	
消 費 税 額 等 (%)	

申請者本人に対して発行された領収書であること
 ※領収書内訳書《指定様式》の総計金額と同じであること

助成対象機器の設置代金である旨を記載すること

(2) 新築または改築等で、助成対象機器等の設置費以外の金額が領収書に含まれている場合


No.*****

領 収 書 _____ 様

¥ **, ***, *** -

但し 円、◆◆◆◆◆の設置代金として ¥*, ***, ***を含む

〇〇年〇△月××日 上記正に領収いたしました

 <p>代表取締役印</p>	<p>株式会社□□□ 小平営業所</p> <p>代表取締役社長 太陽 太郎</p> <p>小平市仲町〇-〇-〇</p> <p>電話042-346-9818</p> <p>代表取締役印</p>
内 訳	
税 抜 金 額	
消 費 税 額 等 (%)	

申請者本人に対して発行された領収書であること
 ※領収書内訳書《指定様式》の総計金額と同じであること

領収金額の中に含まれている助成対象機器の設置代金の金額を記載